

小松加賀環境衛生事務組合職員の勤務時間、  
休暇等に関する条例

昭和 54 年 3 月 31 日  
条 例 第 4 号

改正 昭和57年12月11日条例第1号  
改正 平成14年3月1日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 前条の規定に基づく職員の勤務時間、休日及び休暇については、小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年小松市条例第2号）を準用する。

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第1号）抄

この条例は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。